

令和7年度吹田市広報紙広告掲載業務委託仕様書

令和7年度吹田市広報紙「市報すいた」の広告掲載業務に係る仕様は、吹田市広告掲載要領及び吹田市広告掲載基準等に定めるもののほか、次のとおりとする。

第1 市報すいた概要

- 1 年12回毎月1日発行
- 2 発行予定部数 各月約19万3500部（令和7年2月号実績）
※各月の発行部数は増減する場合がある

第2 業務委託内容

- 1 広告の募集
- 2 掲載条件など、広告の掲載に関する事項についての広告主との交渉及び調整
- 3 広告の作成及び市への納品
- 4 広告掲載に対する対価の納入
- 5 その他、広告に関する問い合わせ等への対応全般

第3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。掲載号は、令和7年5月号から令和8年4月号まで。

第4 掲載する広告の仕様等

- 1 広告1枠の規格
A4判5段組1段の半分（高さ約50mm、横約88mm）とする。
- 2 原稿の仕様
Adobe Illustrator（イラストレーター）を使用し作成すること。トンボは不要とする。広告掲載枠外に「広告」と記載するため、原稿内に「広告」の記載は不要。
（1）色及び線、フォント
広告の印刷色は4色刷とする。CMYKで作成し、特色（スポットカラー）は使用しないこと。白にオーバープリントは使用しないこと。K100%は自動墨ノセとなる。線は0.3pt以上を使用すること。フォントはすべてアウトライン作成すること。
（2）広告内の画像
画像については、CMYKを使用すること。写真及びドロップシャドウなどを使用する場合は、ドキュメント設定プリセット・高解像度、ラスタライズ効果・高解像度とすること。使用する画像は埋め込むか、全てのリンクファイルを入稿すること。
（3）保存
保存オプションで「PDF互換ファイルを作成」を選択すること。

(4) 掲載位置

A 4 判 4 段組の最下段とする。掲載するページは、裏面から数えて 2 ページ目、3 ページ目、4 ページ目、5 ページ目とする。

(5) 掲載枠数

各号 8 枠。広告掲載が 8 枠に満たない場合は、自社の広告を掲載するなど全ての枠を埋めること。同一の広告主に係る広告掲載枠の枠数は、発行号ごとに 1 枠とする。ただし、複数枠を一体的に使用するときはこの限りではない。複数枠を一体的に使用する場合は 4 枠分までとする。また、3 枠分または 4 枠分の場合は見開きページのみ使用可能とし、ページが異なる広告掲載枠ごとに縦 10mm、横 10mm 以上の同一の企業名・企業ロゴ等を付けること。

3 広告デザイン

上記のほか広告のデザインに関して必要な事項は、吹田市と業務受託者が協議の上、決定する。

第 5 広告の種類

1 以下の広告は掲載しない。

(1) 広告主が暴力団及び暴力団関係者のもの。

(2) 医療機関等のもの。

2 以下の広告は吹田市へ相談のうえ、掲載許可を得ること。(掲載できない可能性のある広告)

(1) 過去に掲載実績のない業種・業態等。

(2) 社会問題化している業種等。

(3) 吹田市外へ転出を促すような他市の不動産販売等のもの。

(4) 吹田市の公共施設と競合するおそれのある吹田市以外の公共施設等のもの。

(5) 意見広告や個人や企業などの名刺広告。

第 6 広告掲載枠の販売

1 販売方法

広告掲載枠の販売は 1 か月・1 枠単位で行うこと。

2 販売価格

(1) 広報紙 1 枠分の広告主への販売価格(広告作成費を除く)は、入札書に記載する額に消費税を乗じた額の 3 2 分の 1 以下とする。

(2) 広告主への販売価格(広告作成費を除く)について、吹田市から販売価格開示の求めがあった場合は報告すること。

第 7 広告対価の納付等

広告掲載に対する対価は、毎月吹田市が発行する納入通知書により、当該納入通知書を発行した月の末日までに納付すること。

1 毎月納入する広告対価

納入額は広告の掲載状況に関わらず、入札書に記載された年額に消費税額相当分を加算した額の12分の1の金額とする。

2 広告掲載の対価の返還

広告掲載に対する対価は返還しない。ただし、広告主及び受託者の責めに起因しない都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

第8 広告の原稿案の提出日等

1 提出日

原稿案と版下など必要な事項を、掲載を希望する発行月ごとに、発行月の前々月最終日の正午までに吹田市へ提出し、市の審査を受けなければならない。ただし、当該日が土・日曜日及び祝・休日に当たるときは、その直前の開庁日正午までとする。市は提出から3開庁日以内に原稿の審査をし、修正等の結果を事業者へ連絡する。事業者は修正指示を受けた後、修正原稿を3開庁日以内に提出すること。

2 提出方法

広告の原稿案は電子メール等の電子媒体で提出すること。

第9 広告掲載の訂正及び取消

掲載した広告に誤りがあった場合、お詫びや訂正等に関する文言等は広報紙に掲載しないので、受託者が対処すること。

第10 その他

この仕様書に定めのないものについては、吹田市と受託者が協議の上、決定するものとする。